

働き方の選択肢を広げる

神戸市の「働き方改革」は、①職員意識の醸成、②多様な働き方の推進、③業務の省力化・生産性向上、④時間外勤務の縮減を四つ

業務へのアプローチの幅も広がる可能性があり、業務の効率化にもつながるものと考えている。多様な働き方とは、すなわち「いつ、どこで、どのような形で働くのか。その選択肢を広げる核



本連載は「自治体改善マネジメント研究会」のメンバーが執筆しています。同研究会は自治体で改善運動を推進してきた職員と行政経営デザイナー元吉由紀子が共同で設立。実践事例情報を収集、分析し、ナレッジ化して情報発信している。2017年にNPO法人化。ホームページ、Facebook「自治体改善の輪」を運営。

第21回

多様な働き方の推進

在宅勤務制度

在宅勤務制度については、15年9月から導入した。当初は育児・介護を理由としていたが、16年8月以降は上記理由を不要とし、17年度には在宅勤務専用パソコンを増台した結果、現在は在宅勤務が可能な業務であれば、広く利用することができ、希望者も増加している。

更なる推進

属ではディスプレイを利用したペーパレス会議も広まっている。また、職員同士の電話連絡を減らすため、職場のパソコンに、メールより速く連絡できるチャット機能や、全庁的な職員のスケジュール共有機能を整備した。在宅に限らず、広くモバイルワークの展開を見据えての取組みである。

の柱として掲げ、取組みを進めている。中でも②については、ワーク・ライフ・バランスの観点から、選択肢の広がり期待する職員も多い。また、多様な働き方が進めば、

となる制度がフレックスタイムと在宅勤務である。**フレックスタイム制** 民間企業では導入が進んでいるフレックスタイム制だが、神戸市

在宅勤務を充実させるためには、制度の整備だけでは十分ではない。神戸市では書類の削減に力を入れて取り組んでおり、各所

それぞれの制度の利用者は増加しており、昨年度は、フレックスタイム制で約150人、在宅勤務制度は約160人に及んでいる。ただし、基礎自治体には市民と直接対応する窓口業務も多く、両制度が馴染まない職場もある。そこで、19年6月より、それまで一律であった昼休憩の時間を四つの時間帯から選択できる制度へと変更した。これも一つの働き方の選択肢である。制度を利用できる職員の範囲も広いことから、反響は大きかった。今後も、職員意識の向上、利用しやすい制度の運用、必要なツールの整備によって、多様な働き方を推進していきたいと考えている。